

県有林経営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 19 年 5 月 29 日

岩手県知事 達 増 拓 也

県有林経営規程の一部を改正する訓令

県有林経営規程（平成 14 年岩手県訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この訓令は、別に定めがあるもののほか、県有林の経営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(経営計画)</p> <p>第 6 条 [略]</p> <p>2 経営計画は、模範林及び県行造林を区分して作成するものとする。ただし、県行造林については、必要に応じ、更に区分して作成することができる。</p> <p>(経営計画の計画事項)</p> <p>第 9 条 [略]</p> <p>2 県行造林に関する経営計画にあつては、前項の計画事項を適宜省略することができる。</p> <p>(伐期齢)</p> <p>第 14 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(施業方法及びその基準)</p> <p>第 15 条 施業の方法は、原則として、模範林にあつては複層林施業及び単層林施業、県行造林にあつては単層林施業とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(伐採箇所等)</p> <p>第 18 条 伐採すべき箇所は、次に掲げる事項を考慮し、かつ、一定の伐採順序を想定して選定するものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 収穫の保続を確保するための適正な齢級配置（県行造林に係るものを除く。）</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この訓令は、別に定めがあるもののほか、県有林（<u>県営林造成基金条例（昭和39年岩手県条例第35号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する県営林及び公営林造成基金条例（平成19年岩手県条例第16号）第 2 条に規定する公営林（以下「公営林」という。）をいう。以下同じ。）</u>）の経営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(経営計画)</p> <p>第 6 条 [略]</p> <p>2 経営計画は、<u>県営林造成基金条例第 2 条第 1 項第 2 号に規定する県有模範林（以下「模範林」という。）及び同項第 3 号に規定する県行造林（以下「県行造林」という。）</u>を区分して作成するものとする。ただし、県行造林については、必要に応じ、更に区分して作成することができる。</p> <p>(経営計画の計画事項)</p> <p>第 9 条 [略]</p> <p>2 県行造林<u>及び公営林</u>に関する経営計画にあつては、前項の計画事項を適宜省略することができる。</p> <p>(伐期齢)</p> <p>第 14 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>公営林における伐期齢は、公営林造成基金条例第 2 条の分収造林契約の定めるところによる。</u></p> <p>(施業方法及びその基準)</p> <p>第 15 条 施業の方法は、原則として、模範林にあつては複層林施業及び単層林施業、<u>県行造林及び公営林</u>にあつては単層林施業とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(伐採箇所等)</p> <p>第 18 条 伐採すべき箇所は、次に掲げる事項を考慮し、かつ、一定の伐採順序を想定して選定するものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 収穫の保続を確保するための適正な齢級配置（<u>県行造林及び公営林</u>に係るものを除く。）</p>

<p>(3)～(7) [略]</p> <p>2 県行造林において、前項の規定により選定した箇所を伐採する場合にあっては、伐採面積、林地の状況等を考慮し、保護樹帯の設置について、土地所有者と協議するものとする。</p> <p>(台帳の整備)</p> <p>第47条 部長は、県有林の経営状況を明らかにするため、別に定める次に掲げる台帳等を備え、これを整理するものとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p>	<p>(3)～(7) [略]</p> <p>2 県行造林及び公営林において、前項の規定により選定した箇所を伐採する場合にあっては、伐採面積、林地の状況等を考慮し、保護樹帯の設置について、土地所有者と協議するものとする。</p> <p>(台帳の整備)</p> <p>第47条 部長は、県有林の経営状況を明らかにするため、別に定める次に掲げる台帳等を備え、これを整理するものとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) 公営林契約台帳</u></p> <p><u>(8) 公営林契約解除台帳</u></p> <p>(9) [略]</p> <p><u>(10) [略]</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成19年6月1日から施行する。